

第13期千葉県生涯学習審議会第3回会議・令和元年度
第4回千葉県社会教育委員会会議議事録

令和2年2月4日(火)
午後2時～午後3時30分
千葉県自治会館第3会議室

出席委員(敬称略五十音順)

岡部 成行	重栖 聡司	久留島 浩	式場 敬子
田村 悦智子	福田 正明	二村 好美	望戸 千恵美

出席事務局職員

千葉県教育委員会教育長		澤川 和宏
千葉県教育庁教育振興部長		大野 英彦
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長		古泉 弘志
千葉県教育庁教育振興部文化財課長		大森けい子
さわやかちば県民プラザ所長		内藤 正寿
千葉県立中央図書館長		榎本 隆二
千葉県立美術館長		渡辺 絹代
千葉県立中央博物館長		望月 賢二
千葉県立現代産業科学館長		矢島 義文
千葉県立関宿城博物館長		鈴木 淳一
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課副課長		根岸 浩和
主幹兼学校・家庭・地域連携室長		栗芝 博
主幹兼社会教育振興室長		田中 憲生
学校・家庭・地域連携室	副主幹	義道 俊文
	社会教育主事	山本 典孝
社会教育振興室	社会教育施設社会教育主事	角田 智之
	社会教育班社会教育主事兼班長	
		小泉 憲治
同	社会教育主事	添田 拓也
同	主査	垣屋 和利
同	主査	俵 大樹
千葉県教育庁教育振興部文化財課		
主幹兼学芸振興室長		植野 英夫
学芸振興室	副主幹	乃一 哲久
東葛飾教育事務所指導室	社会教育主事	小倉 久宜
北総教育事務所指導室	社会教育主事	増田 和幸
東上総教育事務所指導室	社会教育主事	阿部 雄一
東上総教育事務所指導室	社会教育主事	大野 修一

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事（1）「県立青少年教育施設の再編について」（答申案）

【生涯学習審議会の取り扱い】

議 長 議事、報告を進めさせていただく。

まず、議事(1)であるが、平成30年11月20日に私どもに諮問された県立青少年教育施設の再編について、再編構想案についていろいろ議論したが、答申案としてまとめたということで、協議に入りたい。前回の12月の会議において、答申案の作成を久留島委員と二村委員にお願いした。本日は2人から示していただく答申案について、各委員の皆様から御意見を頂戴したい。11月に皆様から意見をいただいているが、それ以降、県の構想案等に係る内容で、何か情報提供したほうがよいという情報があれば事務局から最初に伺って審議に入りたいが、いかがか。

事務局 状況報告である。委員の皆様には一報させていただいたところであるが、12月の定例県議会が開催され、その中で千葉県子ども会育成連合会から千葉県立青少年教育施設の見直しに関する請願が提出されている。請願の趣旨は、県立青少年教育施設の見直しにおいて、青少年の研修、体験活動、各種団体の活動の場の確保のために教育施設として必要性の観点から、5施設体制の維持と更なる教育内容の充実に向けて検討することを求めるもので、継続審議となっている。

以上、報告させていただく。

議 長 5施設に関する県議会の請願についての状況報告であった。それらを踏まえて会を進めていきたいが、審議会は審議会の1つのまとめとしてもっていききたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

では、最初にまとめとしての答申案について、前回お願いした委員から説明をお願いしたい。

委 員 県立青少年教育施設の再編についての答申をまとめたので、説明申し上げる。配られているものを読みながら話をさせていただく。

現在、県立の青少年教育施設としては、東金と鴨川の2つの青年の家、君津・亀山、手賀の丘、水郷小見川の3つの少年自然の家が設置され、様々な体験活動の場を提供して青少年の健全育成に大きく寄与しており、全国的にも北海道ほか5県の6施設に次いで多くの施設を持っている。そういう意味では、非常に進んでいる県の1つだと思っている。

一方、先ほど重栖会長が述べられたように、千葉県行政改革推進本部の検討を経て公の施設の見直しが進んできた。青少年教育施設についても、児童生徒数の減少、利用状況、施設の老朽化の状況を踏まえた上で、県立5施設の体制を見直す必

要があるのではないか。しかも、現在の指定管理期間中に各施設の取扱方針を決定することが求められており、これを受けて私たち審議会に諮問されたものである。

こちらでは何度か議論し、5施設が果たしてきた青少年健全育成の役割、機能については非常に高く評価している。しかし、県立施設である以上、効率性の問題や有効性の観点から在り方を検討する必要があると判断し、その際の視点としては児童生徒数、施設の利用状況、これは後でも申し上げるが、要するに県内でどのような人たちが使っているか、どのような使われ方をしているかという点も検討すべきポイントだと思っており、かつ施設の老朽化も大きな問題であると考え。これらを考慮した結果、施設のありかたについて見直すことはやむを得ないと思う。

ただ、これは最初に申し上げておかなければいけないことであるが、見直しの検討の結果、県が果たすべき青少年の健全育成の機能が低下することがないようにすることが前提だと私たちも考えているので、この点で様々な工夫や対策を講ずることは必要である。

以上を踏まえて、今回、県から示された県立青少年教育施設の再編構想（案）について検討した結果を報告したい。

はじめに、案に記載された内容を要約すると、まず、青少年のライフスタイルの変化に伴って、学校外で体験活動を行える時間が短くなり、また保護者、学校、教員等の負担も一因となって、長期宿泊型の体験活動を実施している学校の割合も必ずしも高くないという状況がある。普段、他人と宿泊をしない子供たちが一緒に宿泊すること自体が重要だと考えるが、実際には必ずしもそうではないという状況だということでもある。一方、県内の各地域では青少年団体、青少年教育施設、児童館、公民館、公益法人やNPO法人などの多様な主体が教育施設、地域の農家、神社仏閣、公園といった様々な場所で多様な体験活動を行っていることも事実であり、そういう広がりがあることは重要だと考えている。

その中で青少年教育施設については、県立が5施設、市町村立で宿泊設備のあるものが16施設、宿泊設備のないものが12施設ある。県立5施設の利用者数は、残念ながら、ほぼ横ばいという状況であり、施設の指定管理者が地域の自然環境を生かした体験プログラムを提供するなど、実は特色ある事業を展開しており、よい評価も受けているわけであるが、改善が求められている施設もある。今後も、より充実した体験型プログラムの開発を行っていく必要があるだろうと考えている。

そして、年間の宿泊稼働率を見ると、5施設全体で30%以下と低く、夏休みの繁忙期でも50%に達していない。広報活動を通じて大学や企業にも働きかけ、研修の場として提供するという取組をやっているが、稼働率の改善には必ずしも至っていない。

指定管理料については、5施設全体で年間約4億6,000万円、修繕費も平成29年度に1,000万円近くまで増加しており、今後も施設や設備が老朽化することは避けられない。それによって大規模な改修が必要となって、予算的に厳しい状況が起こることが予想される。

このような状況を踏まえると、県立青少年教育施設として現在の5施設体制を維持するというのは厳しいのではないかと考える。具体的には、東金青年の家を除

く4施設に再編縮小しても、それぞれの施設が千葉県を代表する魅力的な自然、森、川、海、沼を生かしたプログラムを開発しているということを踏まえ、今後、職員研修や指導者、ボランティアの養成、市町村立の青少年教育施設とのネットワーク化を深めることができれば、青少年の体験活動を通じた健全育成機能という、本来県で考えていたことは実現できるだろうと考えている。

最初に申し上げたように、県立の5施設がこれまで果たしてきた役割には高いものがある。しかしながら、利用者の状況や施設設備の状況、今後の少子化の動向を踏まえると、5施設の体制のままとするのは無理ではないかというのが結論である。経済的にも無理ということであるし、後でも申し上げるが、今、12市で16施設を活用しているということを重視するならば、県民にとって身近なところにある市がもう少し、このような体制を積極的に行うことが不可欠ではないかと考える。

そして、何よりも、私たちが、東金青年の家がなぜ今後継続することが難しいと考えたかということ、施設の老朽化が一番大きい問題である。昭和47年に建てられており、その後の施設は61年なので、ここだけが15年古いということになる。それから、微妙ではあるが、宿泊稼働率も一番低くなっており、むしろ市内団体の利用の多さがひととき目立っている点が気になる。もちろん、市内団体が利用することがいけないというわけではないが、11ページをご覧くださいと、ほかのところと比べると、青のところが多に多いことが分かっているのではないかと思います。つまり、突出して市内の団体だけが使用しているわけで、県の施設として、県民に広く使われるべきだという点に留意するならば、やはり問題があると思われる。

12ページのところを見ていただくと、学校団体の利用は小見川でも、他のところでも大体30%を超えているわけで、学校が使うことについてはむしろ望ましいことかもしれないが、東金青年の家で黄色が突出していることについてはもう少し考えてみないといけないのではないかと。もちろん、部活で使ってはいけないとか、そういう使い方をしてはいけないという意味ではない。いろんな使い方があってよいと思うが、それを県の施設として県民が公平、平等に使うという本来のありかたという点からみるとやはり問題があるのではないかと考えている。その意味では、東金青年の家を市の対象として4施設で再編するというのは、残念ながら、やむを得ないのではないかと判断しているところである。

その上で、指定管理者である民間事業者の努力についていうと、東金青年の家も一生懸命やっておられることは事実で、実際に一番多く事業をしている。実はイベントについては、ここがもっとも工夫して多くやっておられるのだが、逆にそのことが利用を東金市民に閉じてしまっている原因になっているのかもしれないと思う。そういう努力をしていて、市民の利用という点では広がりがあるということを見ると、このような事業そのものは必ずしも県でなくても、市で十分対応できるようなこと、むしろ市が市民のために積極的に行うべき事業ではないだろうかと思われるのである。今後、指定管理者となる民間事業者の力をさらに一層取り入れながら自然環境を最大限に生かすという点では、残りの4つの施設は、それぞれ千葉県が誇る自然環境を代表する特色をもっており、そのようなものを最大限に活用した魅力的なプログラムを開発し、充実した体験活動を提供することが不可欠

であると同時に、今後の他の施設、特に市町村の施設も含めたネットワークを強化し、青少年教育施設全体の魅力や利用者の利便性を一層高めていくことが求められることが必要ではないだろうか。

実は、近年行われた文化財保護法改正についても、地域社会で地域の文化財を保全・利用することのできるような人材を育成する、その意味では、地域社会に課せられた独自の責任もあるわけで、もっとも身近な市が、果たすべき役割も大きいと考える。現在、県立博物館の統廃合も同時並行的に進んでおり、県立中央博物館への機能集中という課題もあるが、やはり県がすることと市町村などの自治体がすることを峻別ながら整理していく時期に来ているのではないかと考えている。しかし、今回の突然、東金青年の家の県施設としての廃止の問題について言うと、かなりの頻度で使ってこられた方たちから考えると、先ほど千葉県子ども会育成連合会からの現状維持についての請願があったと伺っているので、その意味では、もう少し市との協議、あるいは市独自の準備を含めて「準備期間」が必要ではないかと判断する。

したがって、この準備期間を何年にするかについては、後で決めていただきたいと思っているが、東金青年の家の廃止についても、利用者へ周知する期間を数年は確保した上でやる必要があるだろうと考える。その上で、もう少し市との交渉もしながら、市民がそれほどこの施設を利用したいと願っているのであれば、そのあたりも検討材料に含んだ体制、その際、県がそれをサポートできるような体制にすることができればよいのではないかと考えている。

とりあえず、これまでに出示された、再編構想に利用者の推移、県立施設であるが故に求められる機能、県民全体に対して求められている機能だと思うが、今回の4施設への選択についての理由について分かりやすく記載すべきだという意見も「案」には反映させているので、その上でパブリックコメントを実施して県民の意見をさらに十分に、そして広く聞いていただき、時代に即した新しい県立青少年教育施設の再編構想を策定することを望む。

議長 私どものこれまでの議論を非常に分かりやすく、また要点を押さえて説明、まとめていただいたのではないかと思います。これについては、他の委員にお願いしていたので、少しお話をいただきたい。

委員 ただいまの委員の説明に若干補足させていただきたい。

まず、結論的に申し上げて、東金青年の家の廃止は、委員から今説明があったとおり、施設の老朽化、宿泊稼働率の低さ、利用者の内訳、県施設として、市民の利用が圧倒的に多い現状等々から、東金青年の家を除く4施設に再編することは避けられないと考える。

しかしながら、現状として、東金青年の家が地元の高校生を中心に部活動で非常に熱心に利用されている状況等を鑑みて、指定管理が終わる年に合わせて即廃止というのではなくて、次期指定管理の1期間、つまり5年間の猶予が必要ではない

かと考える。この5年間のうち、当然ながら、市の情勢等も変わってくるかもしれないし、その辺の地元との十分な構想の練り上げ、そして利用者にとっては、その間、代替案等の準備期間に広く使われるということを考えて、この周知とあわせて1期間の猶予を設けてはいかがかと考える。

また、再編構想案に示されている名称の変更の検討や機能充実を図る新たな取組については、次期指定管理期間から速やかに実施していただきたいと考える。

最後に、再編構想に利用者の推移、県立青少年教育施設に求められる機能と今回の4施設への選択についての関係性等を分かりやすく記載していただきたいという意見も、この中に盛り込ませていただいた状況である。

補足は以上である。よろしく願います。

議長 ここで皆様からの意見を伺いたい。2つあり、答申案全体の部分と2ページの後半の部分、今まであまり話していなかったが、準備期間が必要で、十分確保すべきという利用者への周知については投げかけられているような感じがするので、まず、この部分について、委員の皆様から意見をいただきたいが、いかがか。

委員 準備期間については、利用者の方もいるので、来年度以降に廃止ということよりも周知をしていただく、そういう準備期間はやはり必要と考える。どのくらいの時期かということについては、また話をさせていただければよいと思う。

議長 どのくらいの期間という発言があったが、事務局に確認したい。令和3年度からの指定管理をもし準備期間として進めるとした場合、これは他の施設と同じように5年間と我々は解釈してよいのか。それとも、過去に千葉県は3年という指定管理も行っているが、そのあたりのところ、少し説明していただくと分かりやすいのではないかと思うが、いかがか。

事務局 平成20年度から指定管理者を導入しており、現在は第3期であるが、第1期目が初めて青少年の指定管理を導入するということで3年間の期間としていた。第2期、第3期においては5年間という期間で指定管理者を導入しているので、今後も青少年教育施設としては安定しているので5年間と考えている。

議長 次期期間も5年間ということで、東金も、もし準備期間とするならば同じようにやるということでよいか。

事務局 はい。

議長 ほかの委員の意見をお聞かせ願いたい。

委員 答申案については賛成である。今、説明があったように、東金青年の家の廃止についてはやむを得ないものとする。

また、今後のことに関してだが、東金青年の家は即廃止にするのではなくて、準備期間というのは必要と考える。その中で、今も言われているように指定管理期間（1期5年）ということであるが、今後の方向性を考えていくという、準備期間も必要なかと思った。

あとは、例えば名称を変更するであるとか、市町村とのネットワークとか、そういった機能充実については、次期指定管理期間から実施していただくのがよいと思う。

議長 続いて、ほかの委員の方からもお願いしたい。

委員 今、説明をお伺いして、急に廃止ということではなくて、地元の方が利用している内容もスポーツ関係が多い。私はスポーツ関係では全部続けてほしいと思うが、説明をお聞きして、やはりこれは無理なことなのかなと思う。そういう意味でも準備期間をきちんともっていただいて、今までやってきた子供たちのところでも、また、これから市でもっていただけるものであれば市でもっていただいて、今まで通りつながっていくというように、きちっと説明していただき、御理解いただきながらもやむを得ないのかと思うので、準備期間として5年間与えていただきたい。

委員 答申案については、改めてまた確認し、よく理解できたので賛成する。
準備期間についてであるが、私たちは突然何か知らされると防衛的になったり反発したくなったりするので、お互いに十分理解する期間が必要と考える。特に高校生の利用が多いとか、地元の方たちがどのように利用しているかというのは、相手のことをこれだけ理解しているということをしかりと表して、こちらの状況も理解してもらおうという、お互いの理解のための5年間というのは大変重要と考える。

委員 意見は同様であるが、民間人として、この5施設の指定管理者というのが一括なのか、ばらばらなのか。ばらばらであった場合、私がもし東金をやっていけば、数年でなくなってしまうという施設に指定管理として手を挙げるかなと思うので、これからの入札方法というか、5施設一括でやるのか、今まで通り一つ一つ入札していくのかをお聞きして、ぜひ、東金もすばらしいところに受けてもらって再生していただきたいと思っている。

議長 ただいまの意見について、事務局からお願いします。

事務局 指定管理の入札については、現段階では、それぞれの施設ごとに、これまでどおりのやり方での指定管理の指定を考えている。委員の意見もいただいたので、そういったところを配慮して今後やっていきたいと思う。

議長 全員に意見を伺ったわけであるが、答申案全体については、このとおりでよいの

ではないかと思う。

少し整理すると、それ以外の部分について、5つの施設を、県を代表する魅力的な自然を生かした施設として4施設に再編することについては意見の一致があるだろうと考える。また、名称の変更やネットワーク化など、構想案に示されている機能充実については速やかに進める。ただし、東金青年の家については現指定管理期間をもって廃止するのではなくて、もう1期、終息に向けた準備期間ということで、次の指定管理期間が終わるまでという意見であったのではないかと思う。委員の皆様、何か不都合はあるか。いいか。

では、至急で申し訳ないが、ここで事務局に、答申案の2ページの最後の段落の前の準備期間についての記述の部分であるが、3つの観点から修正して示していただきたいと考える。1つ目は、準備期間が必要であるという観点。2つ目は、東金青年の家の廃止についても利用者へ周知する期間として、次期の指定管理期間は確保が必要である。3つ目としては、早急に行う施設名称変更や市町村青少年教育施設とのネットワーク化については、速やかに。3つの観点から、この段落の部分を至急修正していただいて、この会議はこのまま続けさせていただくので、この間に準備をして、もしまとまれば、それを再度委員の皆様を確認して、教育委員会に答申という形でお示ししたい。よろしく願います。

議長 　　では、議事(1)について、事務局が修正している間に先に進めさせていただく。

3 議 事 (2) 「県立博物館・美術館の今後の在り方について」第二次答申(案) 【生涯学習審議会の取り扱い】

議長 　　議事(2)「県立博物館・美術館の今後の在り方について」第二次答申(案)、前回、博物館・美術館部会で検討した内容を素案として提示していただき、そちらについて検討を行ったが、第二次答申案という形の検討としてこの先進めることとし、案で示すことをお願いしたところである。事務局から説明をお願いしたい。

事務局 　　議事(2)「県立博物館・美術館の今後の在り方について」第二次答申(案)をご覧いただきたい。また、今回は参考資料も付けているが、これらについては後ほど説明させていただく。

前回、12月の審議会では、博物館・美術館部会で取りまとめた素案を審議いただいた。本資料は、その際にいただいた意見や、全体を通した字句の訂正、より分かりやすい表現等について修正したので、そちらの部分を中心に説明させていただく。修正箇所は、原文を青字見え消しで、加筆した部分を赤字で示しているので、よろしく願います。

それでは、1ページをお開き願いたい。第一次答申からの経過をまとめた「第二次答申に際して」では、修正はない。続く下段の「4 中央博物館への機能集約と強化について」の「(1)機能集約と強化の考え方」についても修正箇所はな

い。

2ページをお開きいただきたい。下段の「②資料の収集・保管」では、県内の国公私立博物館が加盟する千葉県博物館協会の博物館資料救済ネットワークにおける資料の一時避難場所としての県立博物館の役割について表現を改めた。2ページ上段の「①調査・学術研究」、3ページ上段の「③展示等」、同じページ下段の「④教育・普及」、さらに4ページの「⑤支援」においては、「てにをは」の字句修正を加えている。

ここまでの「中央博物館への機能集約と強化について」まとめると、中央博物館に博物館資料と専門職員を集約し、県域を俯瞰し、専門領域を超えた広域的な共同研究を推進し、知の創造拠点として、千葉県の自然、歴史、産業、文化等に関する新たな知見を生み出し、その成果を広く公開、発信することで新たな知につなげていくこととしている。また、自然科学と人文科学とを合わせた総合展示として常設展示をリニューアルし、エンターテインメント性を持たせた様々なプログラムの提供を行うとともに、県が持つ収蔵資料を活用した市町村立博物館での巡回展の開催、専門的技術等を継承するための研修、そういった支援機能を高めることを説明している。

5ページをご覧いただきたい。「(3)管理・運営・整備の方向性」では、中ほどの「収蔵庫について」の箇所は言い回しを、より具体的な表現に改めた。

この部分については、中央博物館は、博物館資料と専門職員を集約し機能強化を進め、市町村立博物館の支援等を継続する長期的な視点から、県直営を継続するのが適当であること、また、常設展示は、専門分野を融合した総合力に秀で、時事的な話題を随時紹介できる可変性の高い展示室へリニューアルすること、収蔵庫については、近年多発している風水害にも対応できる高い防災機能を備えた収蔵庫の充実が望まれることを説明している。

以上のように、今後の中央博物館には「知の創造拠点」として、これまで以上に県内の博物館活動の拠点としての役割を果たせるよう、調査・学術研究、博物館資料救済、文化財の保存・活用、人材育成等の機能を強化していくこととし、そして創造した知見が県の内外、さらには海外にも発信され、新たな知へとつながり、誰もが千葉県の魅力に触れ、学び親しむために何度も足を運びたい博物館という期待されるイメージを説明している。

ここまでの中央博物館の機能強化についての説明である。

次に、6ページをお開きいただきたい。「5地域史と特定テーマを扱う博物館について」である。ここでは9ページまでで4施設の方向性を説明しているが、共通して説明する箇所の「てにをは」を修正した。改めて要点を簡潔に御説明する。

最初に、全体にわたる考え方についてである。地域史と特定テーマを扱う中央博物館大利根分館、同大多喜城分館、関宿城博物館、現代産業科学館の4施設については、地元市町の利活用について意見照会を行い、それぞれの施設の状況、地域における位置づけや活用の可能性が異なることを確認した。そして、この4施設については、県による指定管理者制度の導入によるのではなく、存続や活用に当たっては、基本的に地元での利活用等を優先させて考えることが望ましいと

した。

それぞれの利用施設の方向性について簡潔に説明する。

中央博物館大利根分館は香取市に設置している。昭和54年に東下総の地域博物館として、「利根川の自然と歴史」、「千葉県農業」をテーマとする「大利根博物館」として設置された。平成18年に中央博物館分館となり、「大利根分館」と改称した。年度の下半期の入場者の低迷に伴い、平成19年度からは、下半期を休館とする運営形態に移った。休館中は小学校中・高学年の学習内容に合わせた昔の暮らし、昔の道具の学校への貸し出し、学校や社会教育施設への出張展示に特化した活動を展開している。施設は築40年を経過し、建物、設備の老朽化が顕著に見られ、ここ数年の年間入場者は1万数千人で推移している。香取市においては、大利根博物館設置後に、市独自の「伊能忠敬記念館」を含む3つの博物館もしくは類似施設を既に設置している。以上の下半期を休館とする運営や施設老朽化の状況、また、地元市で既に博物館設置が進んでいること、そして香取市への意見照会において、市は活用の意向がないことなどの事情に鑑みると廃止もやむを得ないと言える。ただし、地元由来する博物館資料を収蔵しているので、これらについては、できる限り地元で有効活用されるよう協議を進めていくことを望むと結んでいる。

次に、7ページの中央博物館大多喜城分館である。昭和50年に東上総の地域博物館として、「房総の城と城下町」をテーマとする「総南博物館」として設置された。平成18年に中央博物館の分館となり、「大多喜城分館」と改称している。城郭型博物館として、中世から近世の武器・武具資料を中心に約2,000点を収蔵している。これまで資料の展示に加え、地元大多喜町のシンボルとして、観光利用とともに、「大多喜お城まつり」などの地域イベントに寄与してきた。また、旧大多喜藩に係る町指定文化財の保管や、夷隅・長生地域の文化財展の開催など、文化財の普及、啓発の役割も担ってきた。ここ数年間の入場者は10万人前後で推移しているが、施設は築44年を経過し、建物、設備の劣化が顕著であり、耐震性やバリアフリー上の課題もある。大多喜城分館については、これまでの事業実績や地域における役割に鑑みて、引き続き地域振興、観光振興等で活用できる可能性が高く、地元町からも同趣旨の意向が示されていることから、地元町における有効活用に向けた協議を進めること、そして耐震性、バリアフリーに課題があるため、早期に結論を出すよう努める必要があると結んでいる。

関宿城博物館は野田市に設置している。平成7年に「河川とそれにかかわる産業」をテーマとして設置され、旧関宿城をモデルとした城郭型博物館として関宿藩の歴史なども紹介している。利根川水系の河川改修と自然水害やその対策の歴史及び近世から現代に至るまでの産業と河川交通の歴史に関する資料約2万8,000点を収蔵している。これまで資料の展示に加え、地域のシンボルとして観光利用とともに、「関宿城さくらまつり」などの地域イベントに寄与してきた。また、周辺自治体、これは野田市や茨城県の境町、埼玉県の五霞町、そうした自治体と連携した地域情報の発信も行っており、ここ数年の年間入場者は10万人前後で推移している。施設は築24年を経過し、一部設備で不具合が見られるものの、

これまでの実績や地域における役割等に鑑み、引き続き地域振興、観光振興等の面でも活用できる可能性が高く、地元野田市からの同趣旨の意向が示されていることから、地元市における有効活用に向けた協議を進めることと結んでいる。

現代産業科学館は市川市に設置している。平成6年に、産業に応用された科学技術を体験的に学ぶ施設として設置し、本県の産業の発展を支えた産業遺産資料と、それを支えた産業革命に関する科学技術資料など約2,500点を収蔵している。展示は「現代産業の歴史」、「先端技術への招待」、「創造の広場」及び「科学情報コーナー」で構成している。「現代産業の歴史」は、産業革命以降の技術的な原理や本県の発展を支えた電力、石油、鉄鋼産業の歴史をエジソン電球、T型フォード車などの実物や旧川崎製鉄千葉1号高炉の模型などの展示を通じて紹介し、また、「先端技術への招待」は、今日の高度化した情報社会を支える技術や新素材を、展示と実験を通じて紹介しており、それが展示の中核となっている。これらの展示には、外国の科学館や県内企業などから協力を得たものもある。また、設置の準備段階から今日まで県内の企業、大学、研究機関等の支援を受け、これら機関等からなる展示・運営協力会の支援、連携のもと、博物館活動を継続している。ここ数年の年間入場者数は約17万人前後で推移している。施設は築25年を経過し、一部に設備面の不具合が見られ、展示場では入場者が利用する実験装置の老朽化が進んでいる。また、ドーム状の建物があり、ここは夏のプラネタリウム上映に特化して利用されている。館の隣には市の中央図書館、文学ミュージアム等が入る市川市生涯学習センター（メディアパーク市川）がある。

現代産業科学館について、地元市川市からは、隣接するこれら教育機関と連携し、市の教育拠点となるよう学校の整備をするとともに、博物館の展示資料は、学校の教育課程の中での活用や、市民が自由に見学できる展示形態を検討したいとの意向が示されている。現代産業科学館の教育機能について、地元市が今後も様々な視点で活用を検討する意向については期待がもたれるが、具体的な計画については今後明らかになると思われる。地元市からの誘致に基づいて設置されたという経緯や、産業界等の協力のもと、本県の発展の礎を築いた現代産業の歴史を核とした貴重な展示等がなされていることに鑑み、これら中核的な機能が確実に継承され、引き続き一般利用に供されることを前提に、多くの方々に親しまれるための創意工夫を含め、継承すべき内容や活用方法等について協議することを要望すると結んでいる。

以上、4つの施設については、今後も地元自治体や関係機関との協議を踏まえながら、在り方の検討を具体的に進めることが必要であるとまとめている。

10ページをご覧いただきたい。前回の審議会で会長から、これまでの審議経過や第二次答申とする理由を簡潔にまとめた文章をつけ加えること、また、県立博物館に比べ、県立美術館の機能強化等に関する審議が十分でなかったので、次回に県民満足度の観点から、これからの県立美術館に望むことについて意見を求める旨の発言があった。それらを踏まえ、「第二次答申の審議を終えて」という案文を用意させていただいた。

ここでは、まず、第一次答申、第二次答申と段階的に審議を積み重ねてきた経

緯と、答申で示した事項の着実な実現への期待を県教育委員会に説明している。そして、県立美術館の在り方については、11年前の平成20年度に県教育委員会で検討していること、その後の美術館をめぐる社会環境等の変化や、平成30年に議員発議で制定された「千葉県文化芸術の振興に関する条例」を踏まえ、県立美術館の役割や活性化等について検討を進める必要があることを説明している。この「第二次答申の審議を終えて」の内容に関する参考資料として、添付した資料を説明する。

1つとして、「千葉県立美術館」とタイトルのあるA3判資料、これは第二次答申（案）の資料編に沿えた博物館と同様の項目について記載している。敷地の平面図から建築経緯、また入場者、予算額の状況、近年5カ年の企画展の状況が入っている。

2つとして、これは冊子になっているが、平成20年度に県教育委員会で外部有識者を交え検討した「県立美術館の在り方、今後の方向性について」の報告書である。

その次は、今年度の美術館の施設概要を紹介するパンフレットと、展示会等の事業スケジュールが載ったパンフレットとなっている。

以上、第二次答申（案）と参考資料について説明させていただいた。よろしく審議くださるようお願いする。

議長 これまでの審議会での審議を分かりやすく総括した形で、まず、文章表現について加筆をしていただいている。もう1つは、10ページ、「第二次答申の審議を終えた」という後書きをつけていただけたということである。この博物館・美術館の今後の在り方についても、最初に申し上げたように、来月3月中には答申の形で示したいと考えているので、もちろん最終案としてもう1度出してもらおうが、これについての検討は本日が最後になる。

委員の皆様、質問や意見、何でも結構であるので出していただきたい。

委員 この各市町とは、協議を進めるとか前向きにやってみようというが、各市町とはどのぐらいの期間でと、クレジットを付けているのか。

事務局 具体的な時限までは設けていないが、大多喜城分館にも「速やかに早期の結論を求める」との記載があるが、こちらにも急ぎ、結論を出せるように協議に努めてまいりたい。

議長 ほかにいかがか。これまでかなりいろんなところから意見を伺ってきているので、ないという雰囲気であるが、「第二次答申の審議を終えて」の文章のところでも結構であるので、何か意見、質問があれば出していただきたい。

委員 最後に、今回赤字で出された「第二次答申の審議を終えて」というところに関連するが、美術館については庁内の検討チームで在り方検討会を開催してやってき

た。これは平成20年度ということで、10年以上の月日が経っている。この報告書を読ませていただいたが、その中の1つの文言に、県立美術館は県民文化の象徴だとある。今も努力されていることはもちろんであるが、やはり千葉県民として、当県にはこういったすばらしい美術館があると誇れるような美術館により高めていく必要は当然あると思う。そういったことも考えると、今回、私は博物館・美術館部会の委員を務めさせていただいたが、今後、時間をいただけるものであるならば、美術館の今後の在り方についても審議会で検討していく必要があるのではないかと。今まで博物館でやってきたが、美術館についても、そういった審議を重ねていってはどうかという1つの提案である。

議 長 提案事項については、この後で扱いたい。ほかに委員の皆様、いかがか。

委 員 民間の立場で言うと、4施設を各市町村に譲渡すると、予算的にはどのぐらい減るのか。

事務局 資料を持っていない。

議 長 これについてはよいか。次回るときに第二次答申最終案ということで、もう1度示していただきたいと思うので、事務局にお願いする。

二村委員からも意見としてあったが、ここで第二次答申をつくる上で、前回も簡単に申し上げさせていただいた、十分審議を行っていない美術館の検討をどうするかという方向性と持っていく方を確認しておきたい。例えば1つの方法では、現在検討している第二次答申案をまとめたその後として、博物館で行ったように、部会で十分もんでいただいて本会議で審議を行うという方法も、博物館の場合は非常に効果があったのではないかと思う。そのような方法で行ったらいかがかという私からの提案であるが、委員の皆様、いかがか。

では、美術館についても、そういう方向に進めさせていただくということで、この場で確認させていただきたい。

ここで、県民が満足するという観点から、例えばソフト面について、本日、館長がいますので、美術館に望むことがあったら時間をとりたいと思うので出していきたい。普段思っていること、何でも結構である。

委 員 県立であるので、県立美術館としての役割も担いつつというところではあると思うが、美術館であるので、ぜひ行ってみたい、見に行きたいという展示を希望する。

議 長 できれば、この審議会も一度ぐらい美術館でやらせていただくと我々もよいのではないかと思う。

ほかに委員の皆様、自由な意見で結構なので、あれば出していただきたい。

委員 「今後の方向性について」の冊子の9ページに地域貢献の推進というのがあって、この辺が魅力を感じる項目がたくさん並んでいると感じた。上野の美術館に行くと、いつも大勢の人がいるので、何でこんなに人が多くいるのだろうと思うが、どこに人気とみんなが行きたくなる理由があるのかということも1つ考えてみたいところである。あとは親子の交流の場というか、子供の感性を親が聞いたり、1つの美術を通して親子で意見交換したり、そんなことも妄想の中で膨らんでいる。

委員 美術館というと、やはり有名な物を見に行きたいというものと、もう1つが、売店がとても好きで、すごくおもしろいというか、少し変わった物があり、若いデザイナーの人たちがつくった物を並べてあって、とても楽しい。また、そこでおしゃれな、美術館に言われのある食事が食べられたりとか、お茶を飲めたりとか、そういうところの美術館はとても一貫主義で、魅力があって行ってみようと、何度も足を運ぶということがあるので、そういうような魅力ある美術館にしてほしい。

議長 長崎県の県立美術館はアルコール飲料を入れた。あの効果は非常に高かったと聞いているが、そうなのか。館長は千葉県から行かれたと聞いている。

事務局 以前、千葉県の美術館の館長をやられていた米田館長が現在の長崎県立美術館の館長をされている。おしゃれなところで、アルコール飲料を出しているという話は伺っている。

委員 わたしも長崎県立美術館の話をしようと思っていたが、さらに幾つかの新しい県立の博物館、たとえば金沢の21世紀美術館とか、魅力ある工夫をしている博物館について学ぶ必要があると思う。長崎県美は、確かにレストランの窓際で飲みたくなるような立地条件にあり、千葉の県立博物館ではこのような施設はない。長崎の魅力に比べるのは少しどうかとも思う。それから、来館者に博物館の裏側も含めて、丸ごと見せるというコンセプトで建物を新しく造ったという点では、金沢21世紀美術館は、今の人たちの感覚にうまくマッチしている。このような新しいタイプの県立博物館や美術館、これを参考に全部見直せとは言にくいのだが、やはりこのような点について審議会で学ぶという機会は必要であるし、そもそも千葉の場合は千葉市美術館との関係で、どのように住み分けるかというのが必要ではないか。数年前に県立美術館がリニューアルオープンしたとき、そのセレモニーのスピーチで、千葉市長が市の美術館の独自性について、うまくアピールされたのが印象的だったが、やはり千葉市が特色のある博物館を運営しているということも含めて、では、千葉県では何ができるかというのを考えていく必要があると思う。そういう意味では、全国各地で、新しい美術館構築に関わってこられた方に、千葉県に来ていただき、御意見を伺い、一緒に議論したらどうかというのが私の意見である。

議長 ほかにあるか。

では、以上で議事(2)「県立博物館・美術館の今後の在り方について」第二次答申(案)の審議は終わりにしたい。

3 議 事 (3) その他

議 長 その他の議事、事務局のほうで用意したものはあるか。

事務局 その他の議事はない。議事(1)の答申案の修正が済んだので、ただ今から配付するので確認いただきたい。

(答申案の修正配付)

議 長 では、議事(1)の答申案の修正部分について、事務局から説明をお願いします。

事務局 修正箇所であるが、2枚目をご覧ください。下から3つ目の段落、「また」というところからになる。修正箇所を読み上げさせていただく。「また、そのためには準備期間が必要であり、東金青年の家の廃止についても利用者への周知する期間として次期指定管理期間(5年)確保することが適切と考える。なお、施設名称変更や市町村青少年教育施設とのネットワーク化等については、速やかに実施することが有効と考える」。

修正したのは以上である。最後の段落の「以上の点と」以降は変更ない。

議 長 「また」以降の部分について説明があったが、委員の皆様、確認していただいて、いかがか。

本文は答申として、教育長に諮問に対する回答とさせていただきたい。

(答申の手交)

教育長 ただいま答申をいただいた。委員の皆様におかれては多角的、また精力的な御審議をいただいたこと、この場を借りて改めて御礼を申し上げる。

また、本日の議論にもあった、青少年教育施設全体の再編の方向性について御理解いただいているが、今日修正いただいた準備期間として、東金青年の家の廃止について、利用者への周知期間として、次期指定管理期間5年間を担保することが必要という箇所について、この答申の中でも一番重要なところと受け取っている。今後、この答申を踏まえてパブリックコメントを経て、県教育委員会としての再編構想としてまとめていきたいと思っている。これまでの審議に対して改めて感謝申し上げます。

4 報 告（1）「千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）」（案）について 【生涯学習審議会の取り扱い】

議 長 報告(1)千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）（案）について、事務局からの説明をお願いします。

事務局 千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）（案）について御報告させていただく。

まず、1月23日に生涯学習審議会千葉県子どもの読書部会が行われた。その報告をする。

パブリックコメントの結果を反映させた千葉県子どもの読書活動推進計画（案）について検討し、意見をいただいた。主な検討内容は3点ある。1点目は、第三次計画の分析結果の加除修正について、2点目は、学校図書館自己評価表の記載について、3点目は、概要版（リーフレット）の内容、構成についてである。委員の皆様からの意見は、読書部会後にさらに推進計画に反映させていただいた。

次に、資料の2つ目、「千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）（案）に関する意見募集結果について」という資料をご覧いただきたい。意見募集、パブリックコメントは、令和元年12月20日から令和2年1月8日まで行われ、県民6名から21件の意見をいただいた。

資料の2枚目、3枚目には詳細を載せている。説明は割愛させていただく。

続いて、千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）（案）の冊子をご覧いただきたい。3ページ、4ページのように、パブリックコメントや千葉県子どもの読書部会での意見を反映させた箇所を赤字にしている。

9ページ、10ページについても同様で、課題の分析をより具体的にしている。

また、35ページからは学校図書館自己評価表について追加してある。この推進計画は、全ての子供が本に親しみながら成長していくための読書県「ちば」を目指し、市町村において子どもの読書活動推進計画を策定する際の手引となり、子供の読書活動を推進する担い手が活動する際の手引として活用するものになる。

最後に、概要版のリーフレットについてである。こちらは読書部会で意見をいただいたユニバーサルデザインの視点を意識して改良したものである。フォントやレイアウト等、少しでも分かりやすく読みやすいものになるよう意識して作成した。このリーフレットについては、子供の読書活動に携わる方々に参考にしていただけるよう、関係機関や学校等への配布及び会議や研修会での活用を考えている。

今後の予定であるが、2月12日に行われる教育委員会会議に議案として上げさせていただき、可決されたら推進計画の策定となる。

議 長 説明の中で、意見募集の結果については特に説明がなかったが、説明が必要な部分は検討内容の報告資料で考えさせていただいて、これ以外には特になかったということか。

- 事務局 そうである。
- 議 長 ただいまの説明について、委員の皆様から質問、意見をお受けしたい。よろしく
 願います。
- 委 員 細かいところで、トライアルシート、35ページは「小学校用〈中学校用〉」で、
 36ページは「小学校用〈中学生用〉」になっているので、「中学校用」に合わせてい
 ただきたい。
- 事務局 「中学校用」に訂正する。
- 議 長 ほかにいかがか。
- 委 員 検討してきて、第四次の計画の中に新しい行政の面からの対応ということにつ
 いて書かれているので、とてもよいと思っている。
- 議 長 ほかにいかがか。部会でもかなり検討していただいているので、報告(1)につい
 ては以上としたい。

4 報 告（2）「家庭教育支援チーム設置推進事業」について

【社会教育委員会議の取り扱い】

- 議 長 続いて、報告(2)家庭教育支援チーム設置推進事業について、事務局からの説明
 をお願いします。分かりやすく説明していただきたい。
- 事務局 家庭教育支援チーム設置推進事業について報告させていただく。
 では、資料に沿って説明させていただく。「家庭教育支援チームとは…」と書いて
 ある資料をご覧ください。
 まず、家庭教育支援チームについて簡単に説明させていただく。家庭教育支援チ
 ームとは、身近な地域で子育てや家庭教育に関する相談に乗ったり、親子で参加す
 る様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供したり、時には学校や
 地域、教育委員会などの行政機関や福祉関係機関と連携しながら、子育てや家庭教
 育をサポートするものである。
 その家庭教育支援チームのメンバーであるが、地域の実情に合わせて構成されて
 いるので、特に決まりはない。例えば、子育ての経験者、家庭教育支援員や相談員、
 PTA、教員OB、保育士OB、民生委員、児童委員、保健師、臨床心理士、スク
 ールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、さまざまである。
 続いて、家庭教育支援チームの活動内容であるが、資料にもあるが、①から③に
 なる。①の保護者への学びの場の提供、例えば家庭教育学級、親子参加事業の実施

などである。②の地域の居場所づくりについては、親子または子供の広場などの開設や家庭教育または子育て相談の窓口の設置などである。③の訪問型家庭教育支援については、このような学びの場や相談に足を運べない保護者の支援を行っている。以上が家庭教育支援チームについての説明になる。

次に、千葉県の家庭教育支援チームについての説明をさせていただく。

資料にもあるように、千葉県では、平成29年度から家庭教育支援チーム設置推進事業を開始し、平成29年度は野田市、芝山町、睦沢町、鋸南町の4市町、30年度は、そこに栄町、長生村を加えた6市町村、そして令和元年度は、さらに富津市を加えた7市町村が活動している。これらの市町村は、いずれも国と県の補助金を活用している。

続いて、県内各市町村の取組状況について説明させていただく。そちらの資料にあるヒアリング調査については、平成30年度の6市町村のものとなる。6市町村の主な取組は、家庭教育学級や子育て講座の開催、家庭教育相談窓口の設置、家庭教育だよりなどの発行、連携会議の開催、子育てひろばの設置などである。公民館を拠点とし、様々な講座やイベントの実施、子ども会と連携した活動、認定こども園を主とした活動、家庭教育相談を主とした活動、家庭教育学級を主とした活動など、各市町村はそれぞれの実情に合わせて取り組んでいる。また、今年度より家庭教育支援チームの活動を開始した富津市では、放課後子ども教室を母体とした相談活動等を行っている。

なお、鋸南町家庭教育支援チームについては、平成31年度「家庭教育支援チーム」の活動の推進に係る文部科学大臣表彰を受賞した。この2月18日に文部科学省において表彰式が行われる。

6市町村の主な成果についてであるが、この家庭教育支援チームを設置することで子供をもつ親同士、地域の人たちとの交流が盛んになった。公民館で開催されるイベントなどには他市からの参加者も増えている。子供をもつ親や、新しくその地域に来られた方の集まる場所となり、そのような人たちの孤立感の解消につながっている。また、親同士だけではなく、家庭教育支援員や相談員とのつながりもできている。地域の人たちが安心して子育てができる環境ができつつあるなど、どの市町村でも子をもつ親同士の交流の機会が増えているという成果を得られた。

そして課題であるが、家庭教育学級や講座の情報が子育てに悩む親、孤立しがちな親など、困難を抱える親に対し、個々に伝わる方法を検討する必要がある。家庭教育学級や講座を行うに当たり、事前にアンケート調査を実施し、ニーズに合った内容を取り入れていく必要がある。家庭教育学級や講座に多くの方に参加してもらえるように、内容や開催方法及び周知の方法を工夫する必要があるなどが挙げられた。

最後に、今後の千葉県の家庭教育支援チームについて説明させていただく。平成29年度から始まった千葉県の家庭教育支援チーム設置推進事業は、各市町村の様々な取組を通して多くの成果を上げてきた。しかし、各市町村における取組の差もある。また、近年の県内外にかかわらず、マスコミなどでは虐待など、重大な事件の報道が後を絶たない状況がある。そこで、設置開始3年が経過する家庭教育支

援チームについて、教育と福祉の連携との重要性を踏まえて、千葉県の家庭教育支援チームについて再構築を図ることとした。その再構築を行う検討会議には、福祉部門の担当課として健康福祉部児童家庭課、子育て支援課、健康福祉指導課、教育部門の担当課として教育振興部児童生徒課、そして資料には載せてないが、総合企画部男女共同参画課にも参加していただいた。そのメンバーで3回の検討会議を行い、その中で千葉県における家庭教育支援チーム実践モデルを作成し、各市町村の教育部局と福祉部局に資料にある周知依頼文書を配布した。

依頼文書の次にある資料の別紙1が実践モデルのイメージ図になる。

その次にある資料の別紙2は、別紙1の実践モデルの説明となる。千葉県における家庭教育支援チーム実践モデルのポイントは、家庭教育支援チームにコーディネーターを配置すること。もう1つは、点線の四角で囲まれた部分での連絡会議を年間4回以上実施することになる。昨年12月に家庭教育支援チームを現在設置している7市町村に訪問し、千葉県における家庭教育支援チーム実践モデルについて説明してきた。その中で、市町村ごとに既に同じような会議を実施しているところが多いことから、新たな連絡会議を設定するのではなくて、今、各市町村が既存の会議で行っているものを活用する形で検討していただいているところである。

千葉県としては、令和2年度からこの資料にある千葉県における家庭教育支援チーム実践モデルを推奨し、より一層の家庭教育支援事業の充実と課題の解決を図っていきたいと考えている。

以上、家庭教育支援チーム設置推進事業についての報告を終わらせていただく。

議長 先ほど分かりやすくとおっしゃったのは、これは7市町村がやっている。例えば、取組や活動内容を見ると、全てのところでやっているようなイメージもある。支援チームをつくると、どんなメリットがあるのか。

事務局 まず、7市町村については、国と県の補助金を活用している市町村になる。現在、市町村のほうに、それぞれどのような取組をしているかという調査を行ったところ、ほぼ全ての市町村で、この中のどれかはやっている。その中で、家庭教育支援チームとして準ずる活動をしている市町村として、こちらは認めてよいかという市町村は、実は今、51市町村ある中で返答が37市町村ある。ただ、幾つかの市町村の中では、手が回らないということとか、学校に任せているのでチームとしてはカウントしないでほしいという市町村もある。

支援チームに登録したメリットについては、県の補助金を使っているというもので、それ以外は特にこれというものはない。ただ、文部科学省がしている登録制度があるが、文部科学省に登録しているものでは、国からの情報が行くということと、登録しているという印がいただけるということである。

事務局 付け足しで説明させていただく。今回、次年度に向けて、県として検討してもらったようにした一番の大きなところとしては、千葉県全体で子供を救うためのセーフティーネットをつくりたい。そのためには、説明の中でも申し上げたとおり、教

育委員会と福祉部局が連携することが大切であろうということで、まず、県庁のほうではそういう対応をとらせていただき、それを市町村にこちらから示すことで、実際、各市町村を訪問させていただいて話を聞いていくと、市町によっては、福祉部局と教育委員会がなかなか連携を図れない部分もあるように聞いている。その辺のところを連携しながら子供たちを救っていくという方向で県としての方向を示したいというのが今回の大きな狙いである。

議長 委員の皆様から意見、質問を受けたい。

委員 自分の立場から大変興味のある議題であるが、今、いろいろな保護者の方と関わることが多いので強く感じたのは孤立感である。例えば、子育てというのをスマホで調べてスクリーンショットを撮って、そのとおりやるという方の意見も伺ったりするので、自分だけではないという悩みを共有できるような多くの場を、行政がバックアップしてつくっていただくというのは大いに期待したいところだと考えている。

委員 3の課題の家庭教育学級のところであるが、子供の家庭教育学級長をやらせていただいたが、特に講演に多くの人たちが来るというので、PTAの方々がとても苦勞している。毎回、これは課題であって、家庭教育学級の担当の部長になると人集めが大変だということをよく聞いている。そういうことでも工夫は大切なことであるので、これはずっと長くからこの問題を抱えていると思う。それはほとんど改善されてない。もう取りやめたいという学校もあり、そのような中で県からコーディネーターを置いてということはとても大切なことであるので、もっと発信させていただいて、教育委員会と学校との連携はとても大切なことだと思う。ぜひ活動していただきたい。

議長 課題のところについての意見だったと思う。この課題は家庭教育学級という言葉が前提に入ることである。ほかにいかがか。

委員 先ほどもあったが、もちろん市町によっては、現在、家庭教育学級をやっているし、福祉関係との連携とか、必要なケースについては関係者が集まって会議を開いているということであるので、家庭教育支援チームがそこと同じことになるのか。それを登録することで市にどんなメリットがあるのか。登録するだけでよいのか。もっとより充実したようなことがあるのかとか、そういうところを示していただくと、市町村とも積極的にやっていけると思う。今言ったように、違いやメリットをもっと出していただくとよいと思った。

議長 意見であったが、事務局、このことについて何かあるか。

事務局 現在、取り組んでいただいているところの情報を収集しているので、委員からい

ただいた意見のとおり、さらに広める形で、よいものを千葉県全体で共有していければと考えている。

議 長 申請すれば、全て補助金をもらえるのか。

事務局 今年度は国と県の予算を合わせて300万円である。

委 員 先ほど事務局の担当の方も述べられたように、ほとんどの各市町村、実施している。やり方はそれぞれ違いがあるかもしれないが、当然ながら、1つは、児童虐待防止のうえで福祉部と教育委員会との横の連携というのは必至のことであって、名称は様々あるが、フェイス会議から何度も通常の連携会議は行っているし、家庭教育学級については裾野を広げる意味で、当市の場合、家庭教育相談員を2名、学校OB、教師OBを雇用しており、全てコーディネーター的な役割を果たし、また家庭教育相談も行っている。民生委員、児童委員共々連携会議も当然ながらやっている。内容を拝見して、どれも絶対欠かせない大切なものだというのは重々分かる。それに補助金が出るということは確かに有り難い話であるが、ただ、はっきり行政の立場から言ってしまうと、実際に既に実施していて、さらにそれに国庫補助を受けるとなると、それに対する負担が増える。そこまでやってメリットはどうかと思う。その辺で参加市町村が二の足を踏んでいるという思いがする。参考までに申し上げさせていただいた。

議 長 意見として聞いていただければと思う。ほかにいかがか。
では、報告(2)については、これまでとしたい。

4 報 告 (3) その他

議 長 報告のその他はあるか。事務局、いかがか。

事務局 その他は特にない。

議 長 以上で報告を終了して、進行を事務局にお返しする。